

大阪府男女共同参画審議会 第一回DV防止基本計画検討部会（議事概要）

開催日時：平成28年7月21日 木曜日 午前10時から11時50分

場 所：大阪府立男女参画・青少年センター 3階大会議室

出席委員：伊藤 公雄 京都大学大学院文学研究科教授
 渋谷 元宏 弁護士
 山中 京子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
 吉田 勢子 日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

議事概要：

1 開会 男女参画・府民協働課長あいさつ

2 議事

（1）部会長の選任

- ・伊藤委員を部会長に選任することが了承された。

（2）大阪府における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本
（2012-2016）に基づく取組状況について

- ・府民文化部男女参画・府民協働課から説明
- ・府警本部生活安全総務課から説明
- ・福祉部子ども室家庭支援課から説明
- ・フリーディスカッション

◎主な意見等（○：委員（敬称略）、●：事務局等（オブザーバー含む））

○委員）平成23年の「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の作成に携わったが、その時は紙媒体で発行したが、それ以降、予算の制約もあり、新たに発行していないと聞いている。資料1のP1で「市町村向けネットワーク会議等を通じ、マニュアルについて活用を促進」と記載されているが、具体的にどのように促進しているのか。

●事務局）毎年度、市町村に配布しているわけではないが、毎年開催している市町村会議等を通じ、マニュアル活用促進を呼びかけているところ。

○委員）例えば、マニュアルを印刷し、配布するなどの対応が必要ではないか。増刷すること自体が「意見」として盛り込めるようなものとは思わないが、何らかの具体的な対応が必要と思う。

○委員）医療関係者への周知は大切。大阪は全国的に早い段階から取組んできた。

●事務局）市町村への活用促進を呼びかけるだけではなく、医療関係者の会議等を通じ、活用促進を呼びかけている。ただ、増刷については予算の都合もあり、出来ていない。

○委員）「教職員向けDV被害者対応マニュアル」が作成された当時、研修会をしていた。マニュアルの周知を図るのであれば、毎年、定期的に研修を行うようにしてほ

しい。

- 委員) ウェブ公開が困難な場合、関係者のみパスワードを配布すれば、閲覧者は限られるし、予算上の制約もクリアできるのではないかと思う。なお、マニュアル自体、内容の改訂が必要ではないか。作成後5年経過しているのだ。
- 委員) ウェブ掲載も問題ないと思う。マニュアル自体、その気になれば加害者が調べることは可能なのだ。
また、マニュアルの改訂も含め、工夫していただければと思う。医療関係者向けマニュアルも、教職員向けマニュアルも、詳細なマニュアルは必要ではなく、一見してポイントが分かる程度であれば、改訂も難しくはないのではないか。
- 委員) 医療関係者向けマニュアルには、医療関係者が診察時にどのように対応するべきかが記載されていた。作成時にはマニュアル研修会を開催していたが、その後、研修会はない。
- 委員) マニュアル改訂も含め、様々な課題があるが、もう一度、周知が必要。
- 事務局) 答申を踏まえて作成するプランではどこまで記載できるかという問題はあるが、運用面でマニュアルの改訂や研修の実施について予算面も含め、頑張りたい。
- 委員) 子どもを見ていると、DVなどの兆候に気付くことがあっても、対応の仕方が分からないという声を教育関係者から聞いたことがある。医療関係者に対しては、法律上、通報することができることを知らせることがポイント。
大事なことは「何でも書いている」マニュアルより、ポイントがパッと見れるようなマニュアルであることが必要。

- 委員) かつてはDV被害案件について、DV保護命令を進めるため生活安全課に相談するのか、傷害事件で進めるため刑事課に相談するのか、二者択一を迫られることがあったが、今では両課が共同で相談に乗ってくれるということで安心した。
ただ、休日・夜間については十分に対応できない場合もあるということなので、何らかの形で計画の中で反映できればよいと思う。「休日・夜間の対応が多いことを踏まえ、より相談体制の強化に努める」など。
他府県との広域的連携については、問題意識の共有が必要と思うので、一時保護の場面に限らず、関係機関との連携の中に盛り込んだ方がよいと感じた。
- 委員) DVシェルターなどは県域を越えて対応していると思う。
- 事務局) 広域的対応については、京都、奈良、兵庫、もう少し遠い地域も含めて、生活応援連携シートを活用しながら、避難先の市町村に連絡し、時には同行しながら、事案を引き継いでいる。広域的な対応となると、受入先の福祉担当者との間に温度差があるのは事実だが、その点は丁寧な説明に努めているところ。
- 委員) 個別事案であれば丁寧な説明も有効と思うが、温度差があるということ自体、広域的な連携が中々出来ていない現状の表れでもある。温度差を解消する為にこそ、

普段から連携を進め、研修を行っていく必要がある。最新の問題意識を広域連携の中で養っていくべきではないかと思う。

話は変わるが、加害者が保護されている方を探そうとして、「尋ね人」を装ってSNS等を悪用しているケースがある。SNSの悪用可能性に対する危機意識が一般の中に浸透しておらず、善意で尋ね人に関する情報を拡散した結果、悪用されてしまうというもの。こういったことを周知するのは難しいし、計画に書き込めるものではないかもしれないが、市民の意識醸成の中で、研修やセミナーの中で、ちょっとした意識啓発として、取り上げてもらえればよいのではないかと思う。

○委員) 国際的には男性被害者の問題がクローズアップされている。一時保護施設や配偶者暴力相談支援センターは主に女性を対象としているのではないか。

●事務局) 男性からの相談や一時保護を求める声もあり、対応はしている。一時保護のための施設も数は多くないが複数確保している。

○委員) 被害者支援ネットワークについて、民間支援団体との連携などはどういう形になっているのか。行政も民間も問題認識を共有し、今後の支援に繋げていくことができればと思う。

○委員) DVネットワーク会議には民間の方も入っていたと思う。弁護士会も入っていた。

○委員) 公的部分だけで全てをカバーできないので、そこを何とかできないかと思う。

●事務局) ネットワークについては、会議としてではなく、シンポジウムを開催する中で、勉強会という形で開催させていただいている。

○委員) 外国人への支援に関しては、国際交流担当と男女共同参画担当間で必ずしも相互に連絡があるというわけではないという現状がある。外国人向け情報提供の必要性が問われている。静岡県では国際交流担当職員とDV担当職員間で合同研修会を行い、情報共有に努めている。国際交流担当職員とDV担当職員間の連携も一つの切り口かもしれない。

○委員) 加害者対策は何か書き込めないか。

●事務局) 内閣府が今年3月に報告書を作成。報告書に基づく今後の動きについて内閣府に確認したところ、現時点では今後ただちに何らかの施策を想定しているわけではない、とのことだった。

この報告書の基本的な思想は、加害者対策はあくまでも被害者支援のためのものであるというもの。加害者対策は、再犯も含めての対策が必要だが、誰が、具体的に、どうするのか、が明確にされていないため、今後の対応については、国と一緒に考えていかなければと思っている。

○委員) 内閣府の委員を務めていた際、加害者対策は法務省マターであり、内閣府では対

応しにくい部分だと内閣府の方が仰っていた。加害者対策には様々な問題もある。加害者が相談していることを自らの言い訳にしまい、問題を複雑にするケースもある。民間レベルで行っている加害者対策では対応できないケースもあるので、やはり、国の方で対応してもらうことになると思う。

ところで、ホワイトリボンキャンペーンという男性たちが加害者にならないようにしようとする運動がある。男性に働きかけ、加害者にならないようにしようということを学校教育の場からはじめる、そんな動きと連携する仕組みづくりもあっていいのかなと思う。この運動はオーストラリアが一番盛ん。常駐スタッフ20名、3億円の予算が措置されており、キャンペーンを張っているが、加害者の外堀を埋めるようなやり方もあるのかもしれない。考えてみても良いのかなと思う。

○委員) DV計画に加害者対策・支援をどの程度書き込めるかが大事。刑事事件にならなかった場合、加害者に自己申告してもらい、民間で対応するのか、地域の保健医療との連携で対応するのかなど。精神科医、臨床心理士に加害者対応をしていただくことが考えられるのではないか。その意味で、精神科医や臨床心理士の方にDV加害者に関することを理解していただくことが必要。

○委員) 精神科医は加害者向け対応もされているが、臨床心理士についてはジェンダー問題についてそこまでは・・・というところもあり、働きかけは難しいところだが、必要な部分ではある。ジェンダー問題を理解していただくと、いろいろな面での取組が進むので、国から臨床心理士学会に申し入れをしてもらうことが効果的かもしれない。

精神科医に対しても働きかけをすることが重要。

○委員) 今のお話は項目で言うと、どこにあたるのでしょうか。

○委員) 啓発、相談体制の部分。加害者、被害者相談という項目で書き込むことも必要かもしれない。ところで、7月から始めた男性相談の状況はどうか。

●事務局) 現在のところ、数件の相談があったと聞いている。

○委員) 教育センターでチラシを見た。色々なところで目に付くことは良いことだと思う。

○委員) 男性相談マニュアルを作成する際、座長を務めた。被害者支援グループから、DV関連の相談はやめてくれ、DV関連で電話してくるのはウソで保護者(被害者)の情報を調べるために電話してくることもあるから対応しないでくれというものだった。

しかし、実際に、加害で悩んで電話してくるケースもあれば、ウソについて電話してくるケースもあるので、それを見抜きながら対応する必要がある。

殴ってしまう自分をどうしようかと思って電話してくる人に「相談は受けません」と言い、電話を切ってしまうと、相談者の出口がなくなってしまう。加害者に対する電話相談は数少ない入り口。加害者に窓口をあけておく必要があるのではないか。ただ、工夫してやらないと加害者側のエクスキューズに使われてしまうケースもあ

るが、府でやれることの一つが男性相談であり、一つの対応等かと思う。

- 委員) 学校教育の場で、デートDVの啓発が行われているが、根本的にパートナーシップというものは支配、被支配の関係ではなく、平等な関係であるということを教育することから始めればよいのではないかと思う。加害者にならないための教育でもある。どこまで計画に盛り込めるかという点はあるが。。例えば、資料1のP2「デートDV」の欄で、パートナーシップのあり方について、中学生・高校生の頃から啓発を始めるなど。。既にデートDVの教育の中に盛り込んでいるかもしれないが。
- 事務局) 教職員の方にジェンダーについて理解していただく必要があるため、今月末にデートDVに関する教職員向け研修を実施する予定。
- 委員) デートDVという言葉が先行しているが、これはパートナーシップのあり方の問題であるということを含めればと思う。
- 委員) 暴力全般を予防するような教育ができればいいと思う。
- 委員) 資料1のP2の「子どもエンパワーメント支援指導事例集」の中に、暴力について考えるという項目が既に入っている。さらに対等なパートナーシップという観点をに入れていただければよいと思う。
加害を防止するとか、感情をコントロールするとか、自分の怒りをどう消化していくなどは教育の課題でもある。DVを起こしてしまった方への矯正プログラムとあわせて、DVを起こさないようにする為の手立てがあればよいと思う。
- 委員) 一時期、男女プランの中に、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）が書き込まれていた時期があり、大阪府でもCAPの出前講座をしていた時期もあった。また、コミュニケーショントレーニングなども昔の計画には記載されていたが、今は記載がない。大阪は全国的に先駆けてCAPトレーニングをやっていたと思うので、今後、どうするかと思う。
- 委員) 市町村によっては、CAPトレーニングを参考にしながら、子どもたちがどう身を守るのかという取組を市費でやっておられるところもある。
- 委員) 学校や教師に委ねてしまっている部分が多い。教育現場は忙しくて大変なので、このような取組はどうしてもおざなりになってしまう気がする。教師にではなく、直接、子どもたちに働きかける方法も考えた方がよい。
- 委員) NPOなど民間団体に依頼し、出前講座を実施することもいいのではないか。
- 委員) 弁護士会でも出張授業という形で公教育を行っているが、その中でデートDVを扱う単元もあるが、数は足りていないと思う。
- 委員) 医療機関には自分で何とかしたいと思って来所される方がいらっしゃると思う。そういった事例をどこかで集約できないか。集まった事例を検討していく中で、このような対処が可能ではないかなど、見えてくるものが出てくるのではないか。

- 委員) 資料1のP1、福祉教育関係者への周知の欄で、福祉関係者にもっとDVについて知ってほしいと思う。この記述では、福祉を担う民生委員等とあるが、福祉の現場では、社協の守備範囲は広い。子ども、母子、高齢者、障がい者まで広がっており、実際に社協の関係者の方はDV関係の会議に出席し、知見を広めようとしている。表現を民生委員だけでなく、社協にも広げた方がよいと思う。
- 委員) スクールカウンセラーとあるが、スクールソーシャルワーカーも書き込んでもいいのでは。既に配置が始まっているようなので。SSWですね。
- 委員) (福祉部資料) 一時保護の際の同伴家族には子どもを含むのか。
- 事務局) 子どもを含む。
- 委員) (福祉部資料) 27年度に一時保護が減少したのはなぜか？
- 事務局) 一時保護依頼そのものが減った。その理由はわからない。
- 委員) 警察への相談件数は増えている中、何故、一時保護件数が減っているのか、警察から女性相談センターにつながれておれば、普通は一時保護件数も増えるのではないかと思うのだが。計画の中にも「一時保護機能の適切な提供」とあるので、適切な提供になっているのかなと思った次第。
- 事務局) 一時保護依頼があれば当然、一時保護を行うが、依頼そのものが減っていた。その理由はわからない。
- 委員) DV以外の保護件数について数字はあるのか。
- 事務局) 概ね100件程度。売春防止法関係で、理由は行き先がないなど。
- 委員) 行き先が無い女性を売春防止法で対応するのはどうなのかと思う。でも売春防止法しかないのではやむをえない。制度論は国の問題と思うが、変な感じは否めない。
- 委員) 相談件数のうち、警察署、交番それぞれの内訳は分かるのか。8185件の中に交番で受けたものも入っているのかどうか。
- 事務局) 交番で受けたものも入っている。それぞれの件数はわかる。
- 委員) 警察は態勢を整えていると感じた。交番勤務の現場の警察官の方にもDV対応について研修をされているのか。
- 事務局) 交番には若手の警察官が配置されることが多い。新聞報道もされたが、実践塾ということで、研修を受講しているところ。
- 委員) 以前、警察庁の方から聞いた話ではDV研修を全国的に徹底して行った結果、相談件数は飛躍的に伸びたとのこと。研修成果がでたということ。
- 委員) 警察学校の中で既にそういった研修を組み入れているということか？
- 事務局) そのとおり。

以上